

公認審査員規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公認審査員、名誉公認審査員、公認審査員補及び地方公認審査員（以下公認審査員等という）の制度を定め、錦鯉の美を探究するとともに、錦鯉の鑑賞の基本並びに審査基準の確立に努め、錦鯉鑑賞技術の向上と審査制度の充実を計り、もって錦鯉の美の高揚に資することを目的とする。

(公認審査員の責務)

第2条 公認審査員は、常に公認審査員としての人格識見の向上に心掛け、その任務を行う上に必要な知識及び技能の修得に努め、積極的な態度をもってその任務を遂行しなければならない。

2. 公認審査員は、錦鯉の鑑賞及び審査に関連して、錦鯉の飼育及び魚病に関しても他を指導するに足る知識と技術を修得するよう努めなければならない。

3. 公認審査員は、その任務を遂行するに当たっては、厳正公平を旨として行わなければならない。

(公認審査員の任務)

第3条 公認審査員の任務は、次の通りとする。

(1) 錦鯉の鑑賞及び審査に関する研究及び指導

(2) 本会の主催する本部、地区、支部、分会及び合同の品評会（本会の地区、支部または分会が合同して行う品評会）における審査員となるとともに、審査員長または班長（以下審査の責任者という）になることができる。

(3) 公認審査員会の行う事業及び行事に積極的に協力する。

(公認審査員の定数)

第4条 公認審査員の数は100名を超えないものとする。

(名誉公認審査員)

第5条 名誉公認審査員は、公認審査員の任務を行う。

(公認審査員補)

第6条 公認審査員補は、公認審査員に準ずる責務を負い、地区、支部、分会及び合同の品評会の審査員となり、公認審査員に次いで審査の責任者となることができる。

2. 公認審査員補は、公認審査員となるに必要な技能を修得するため、公認審査員の任務を補助し、または公認審査員の任務を代行することができる。

(地方公認審査員)

第7条 地方公認審査員は、公認審査員補の責務に倣い、支部内における錦鯉鑑賞の指導並びに地区、支部、分会及び合同の品評会の審査員となり、公認審査員及び公認審査員補に次いで審査の責任者となることができる。

第2章 公認審査員等の資格

第一節 公認審査員の資格

(公認審査員となる資格)

第8条 公認審査員審議会において資格認定を受けた者は、公認審査員となる資格を有する。

(公認審査員資格認定の申請要件)

第9条 公認審査員補認定後2年が経過し、実務補習の課程を終了した者は、公認審査員資格認定の申請をすることができる。

(公認審査員資格認定申請の手続)

第10条 公認審査員資格認定を受けようとする者は、支部の承認を得て、公認審査員審議会の定める様式により、4月20日までに公認審査員資格認定申請書を地区長を通じて公認審査員審議会に提出するものとする。

2. 前項の場合において、支部長及び地区長は、当該申請者の資格認定の可否について意見書を付することができる。

(実務補習)

第11条 実務補習は、公認審査員補である者に対して、公認審査員となるのに必要な知識及び技能を修得させることを目的として、公認審査員審議会が実施する。

2. 実務補習は、公認審査員審議会の認める研修会5回、地区品評会審査2回の合計7回をもって終了し、実務補習修業証を交付する。

3. 前項に定めるもののほか、実務補習について必要な事項は、公認審査員審議会において定める。

(公認審査員資格認定)

第12条 公認審査員審議会は、第10条の規定により、資格認定の申請があった場合において、当該申請者が公認審査員として適格であるかどうかを、次に掲げる項目について総合的に審査して認定するものとする。

- (1) 審査員としての人柄
- (2) 錦鯉に関する識見
- (3) 錦鯉の鑑賞能力
- (4) 指導力、研究心及び発表能力
- (5) 永続性
- (6) 過去における重大な過失の有無

(認定証)

第13条 前条の規定により、公認審査員となる資格を有すると認めた者は、公認審査員資格認定証書を授与する。

第二節 名誉公認審査員の資格

(名誉公認審査員となる資格)

第14条 公認審査員審議会の推薦に基づき、理事会において承認を受けた者は、名誉公認審査員となる資格を有する。

(名誉公認審査員の推薦)

第15条 公認審査員審議会は、次の各号に掲げるすべてに該当し、この規則の目的に照らして第5条に規定する名誉公認審査員として適当であると認められる者を理事会に推薦するものとする。

- (1) 年齢が70歳を越え、またはその年中に70歳を越えることになる者で、次のいずれかに該当する者
 - ① 公認審査員であった期間が10年以上であること。
 - ② 本部役員または支部長であった期間が10年以上で、本部、地区、支部及び地区または支部が合同して行う品評会の審査回数が15回以上あり、公認審査員と同等以上の能力があると認められること。
- (2) 現に本部役員、支部長または部員であること。ただし、公認審査員の資格によって部員であった者については、部員であった年度中は部員であったものとみなす。
- (3) 本部役員、支部長、公認審査員または部員としてその職務または任務に関して顕著な功績があること。

(資格承認の通知)

第16条 公認審査員審議会は、理事会において名誉公認審査員となる資格の承認を受けた者に対して、その旨を通知するものとする。

第三節 公認審査員補の資格

(公認審査員補となる資格)

第17条 公認審査員補考試に合格した者は、公認審査員補となる資格を有する。

(考試を受ける要件)

第18条 次に掲げる各号のすべてに該当する者は、公認審査員補考試の受験申請を行うことができる。

- (1) 地方公認審査員となって2年が経過すること。
- (2) 本会が主催する地区、支部、地区又は支部が合同して行う品評会及び公認審査員審議会が認定する品評会の審査回数5回以上並びに本部が主催する審査研修会の研修回数の合計が10回以上であること。
- (3) 普通以上の錦鯉を自ら飼育していること。

(欠格理由)

第19条 次の各号の一に該当する者は、考試を受けさせないことがある。

- (1) 赤色色弱の者または着色眼鏡を使用しないと審査ができない者
- (2) 威迫により審査の公正を害するおそれのある者

(考試の目的)

第20条 公認審査員補考試は、公認審査員補となるのに必要な基礎的知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする。

(考試の執行)

第21条 公認審査員補考試は、毎年1回、1月または2月に開催される諸会議時に公認審査員審議会が行う。ただし、該当者がいないときはこの限りでない。

2. 公認審査員審議会は、公認審査員補考試を行わせるため、その都度公認審査員または錦鯉に関し学識経験を有する者のうちから委員を委嘱する。

(考試の手数料)

第22条 公認審査員補考試を受けようとする者は、理事会の定めるところにより、考試手数料を納めなければならない。

(合格証書)

第23条 公認審査員補考試に合格した者には、合格したことを証する合格証書を授与する。

(考試に関する委任)

第24条 この節に定めるもののほか、考試申請の手続き、委員その他考試に関する必要な事項は、公認審査員審議会が定める。

第四節 地方公認審査員の資格

(地方公認審査員となる資格)

第25条 次の各号の一に該当し、地方公認審査員資格の認定を受けた者は、地方公認審査員となる資格を有する。

- (1) 会員歴が5年以上の本部会員で本会の主催、共催及び後援する品評会の審査回数並びに本部が主催する審査研修会の研修回数の合計が5回以上ある者
(ただし審査回数は3回以上あること)
- (2) 錦鯉の鑑賞並びに審査に関して地方公認審査員と同等以上の能力を有し、公認審査員審議会の定める基準に照らして地方公認審査員として適当であると公認審査員審議会が認めた者

(地方公認審査員資格認定の申請手続)

第26条 地方公認審査員資格認定を受けようとする者は、支部長の推薦により、公認審査員審議会の定める様式によって、4月20日までに地方公認審査員資格認定申請書を公認審査員審議会に提出するものとする。

(地方公認審査員資格認定)

第27条 公認審査員審議会は、前条の規定により資格認定の申請があった場合において、地方公認審査員の責務と任務に照らし、特に適格性を欠くと認められる場合を除いて、地方公認審査員となる資格を認定するものとする。

(認定証)

第28条 前条の規定により、地方公認審査員となる資格を有すると認められた者には、地方公認審査員資格認定証書を授与する。

第3章 登 録

(登録の義務)

第29条 公認審査員等となる資格を有する者が公認審査員等となるには、本部に備える公認審査員名簿、名誉公認審査員名簿、公認審査員補名簿及び地方公認審査員名簿に氏名、生年月日、住所、所属支部その他理事会の定める事項の登録を受けなければならない。

2. 公認審査員等の登録は、毎年5月に本部が行う。

(登録の申請)

第30条 前条の規定による登録を受けようとする者(以下登録申請者という)は、理事

会の定める様式により、公認審査員等の登録申請書を本部に提出するものとする。

(登録及び登録証)

第31条 本部は、前条の規定により、登録の申請があった場合において、当該申請者の登録を拒否し、または登録を保留する理由のある場合を除くほか、第29条第1項に規定する登録を行い、会長は当該申請者に対して公認審査員等の登録証を交付するものとする。

(登録の拒否)

第32条 登録申請者が、公認審査員等の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しないときは、登録を拒否するものとする。

2. 登録申請者が、次の各号の一に該当する場合は、その登録を拒否することができる。

- (1) 心身の故障のため、公認審査員等の任務を行わせることが適当でないと認められるとき。
- (2) 公認審査員等の信用または品位を害するおそれがあり、その他公認審査員等の責務に照らし、公認審査員等としての適格性を欠くと認められるとき。

(登録の保留)

第33条 新たに登録することにより、公認審査員がその定数を超えることになる場合においては、理事会の議決により、登録申請者の一部または全部についてその登録を保留することができる。

(登録の有効期間)

第34条 登録の有効期間は3年とする。

(登録の更新)

第35条 前条に規定する登録の有効期間の満了後、引き続き公認審査員等になろうとする者は、本部において更新の登録を受けなければならない。

(登録更新の申請)

第36条 前条の規定による更新の登録申請者は、当該登録の有効期間が満了する日の1月前までに理事会の定める様式により、当該登録更新申請書を本部に提出しなければならない。

(登録更新の拒否)

第37条 更新の登録申請者が、第32条第2項に掲げる各号の一に該当することとなったときは、その更新の登録を拒否することができる。

(公認審査員等の休職)

第38条 公認審査員等が止むを得ない事由により、研修会等に長期間参加することができない場合には、2年以内の期間に限り休職を申請することができる。ただし、特別な事情による場合はこの限りではない。

2. 休職期間中は品評会の審査を含む諸活動及び地区協議会委員としての活動は停止するものとする。
3. 前項に定めるもののほか、公認審査員等の休職に関する事項は別に定める。

(登録の取り消し及び末梢)

第39条 次の各号の一に該当する場合においては、登録を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 一般社団法人全日本愛鱗会の会員でなくなった時。

- (3) 登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかったとき。
- (4) 更新の登録を拒否されたとき。
- 2. 次の各号の一に該当する場合には、登録を取り消すことができる。
 - (1) 公認審査員等の辞退があったとき。
 - (2) 第 19 条に掲げる各号の一及び第 32 条第 2 項に掲げる各号の一に該当することとなったとき。
 - (3) 地方公認審査員を除く公認審査員等で、公認審査員会会費の納入がなかったとき。
- 4. 前三項の規定により、登録を取り消された者については、遅滞なくその登録を抹消しなければならない。

(登録及び登録抹消の広告)

第40条 登録したとき、または登録を抹消したときは、遅滞なくその旨を機関誌やホームページにより広告しなければならない。

(登録料及び更新登録手数料)

- 第41条 登録申請者は、理事会で定める登録料を本部に納入しなければならない。
- 2. 更新の登録申請者は、理事会で定める更新登録手数料を本部に納入しなければならない。

第 4 章 実績評定

(実績評定の意義)

第42条 実績評定は、公認審査員等（名誉公認審査員は除く。以下この章において同じ）について、その責務と任務を遂行した実績を評定し、これを記録するものである。

(実績評定の実施者)

第43条 実績評定は、公認審査員審議会が行う。

(実績評定を受ける者)

第44条 実績評定は、公認審査員等の更新の登録を受けなければならない者について行う。

(実績評定の期間)

第45条 実績評定の期間は、公認審査員等の登録の日より、登録の有効期間中の最後の3月31日までとする。

(実績評定の項目)

第46条 実績評定は、研修会並びに審査の回数並びに本部及び支部に対する協力の度合について行う。

(評定結果の活用)

第47条 評定の内容については公表しない。

第 5 章 公認審査員審議会

(公認審査員審議会)

第48条 この規則により、その権限に属された事項の審議及び処理並びに公認審査員等に関する重要な事項を調査審議させるため公認審査員審議会を置く。

(公認審査員審議会の組織)

第49条 公認審査員審議会は、本会の会長、副会長、専務理事及び常務理事並びに鑑賞

局長、鑑賞審査部長を委員として組織する。

(会長及び副会長)

第50条 公認審査員審議会に会長及び副会長各1名を置き、本会の会長及び副会長がその任に当たる。

2. 会長は会務を総理する。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(公認審査員審議会の事務所及び庶務)

第51条 公認審査員審議会の事務所は、本部事務局内に置き、本部事務局長が庶務を掌る。

(公認審査員審議会の会議)

第52条 会議は、毎年5月に定例会を開催するほか、会長が必要と認めるときに開催する。

2. 会議は会長が招集する。

3. 会議は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

4. 会長が必要と認めるときは、地区担当理事及び公認審査員補考試委員及び実務補習、登録その他公認審査員審議会の事務を行うため必要と認められる関係者を会議に出席させ、資料を提出し、または意見を述べさせることができる。

第6章 公認審査員会

(公認審査員会の目的)

第53条 公認審査員会は、公認審査員等の品位を保持し、その資質の向上と任務の改善、進歩を図り、第1条に規定する目的達成に資することを目的とする。

(公認審査員会の事務)

第54条 公認審査員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 会員の指導及び連絡に関すること。

(2) 審査及び鑑賞に関する研究及び研修

(3) 審査に関する規定及び審査基準の審議及び決定

(4) 公認審査員等の派遣

(5) その他審査及び鑑賞に関する事項の処理

2. 公認審査員会の事務は、役員会の議決により、その一部を他の機関に委託することができる。

(公認審査員会の事務所及び庶務)

第55条 公認審査員会の事務所は、本部事務局内に置き、本部事務局長が庶務を掌る。

(入会及び退会)

第56条 地方公認審査員を除く公認審査員等は、当然、公認審査員会の会員となり、公認審査員等がその登録を抹消されたときは、当然、公認審査員会を退会する。

2. 地方公認審査員は、公認審査員会の会員となることができる。

(役員)

第57条 公認審査員会に会長及び副会長1名又は2名並びに幹事若干名を置く。

2. 会長には本会の会長が当たり、その他の役員は公認審査員会総会（以下この章に

において総会という)において会員の中から選出する。

3. 会長は会務を総理する。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
5. 幹事は、会長及び副会長を補佐し、会務の執行を補助する。
6. 役員の任期は、2年とする。

(会 議)

第58条 会議は、総会及び役員会とする。

- (1) 総会は、毎年6月に定期総会を開催するほか、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- (2) 役員会は、会長が必要とするときに開催する。

2. 会議は、会長が招集する。

(会 計)

第59条 公認審査員会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

2. 公認審査員会の経費は、会費、助成金その他寄付金によって支弁する。

(会 費)

第60条 会員は、総会において定める年会費を納入しなければならない。

(細 則)

第61条 この章において定めるもののほか、公認審査員会に関して必要な事項は、総会において定める。

(地方公認審査員会)

第62条 地方公認審査員会は、地区毎に設置し、地区協議会に属する。

2. 地方公認審査員会は、第53条に規定する目的に準じ、主として第54条第1項第1号及び第2号に規定する事務を行う。

(公認審査員会の協力)

第63条 公認審査員会は、地方公認審査員会の事務に協力し、指導するものとする。

(公認審査員会に関する規定の準用)

第64条 第54条第2項、第56条第1項、第57条各項、第58条各項、第59条各項、第60条及び第61条の規定は、地方公認審査員会に準用する。この場合において第54条第2項、第56条第1項、第57条第1項、第59条各項及び第61条中「公認審査員会」とあるは「地方公認審査員会」と、第56条中「地方公認審査員を除く公認審査員等」とあるは「地方公認審査員」と、第56条中「公認審査員等」とあるは「地方公認審査員」と、第57条中「本会の会長」とあるは「地区長」及び「公認審査員会総会」とあるは「地方公認審査員会総会」と、第58条第1項第1号中「毎年6月」とあるは「毎年1回」と読み替えるものとする。

第7章 雑 則

(名称の使用制限)

第65条 公認審査員等でない者は、その名称またはこれに類する名称を用いてはならない。

(認定証書または合格証書の不授与)

第 66 条 第 13 条及び第 28 条の規定に定める認定証書並びに第 23 条の規定に定める合格証書は、当該資格者が直ちに登録の申請を行う場合に当たっては、登録証をもって認定証書または合格証書に代えることができる。

(支部品評会とみなす分会品評会及び分会合同品評会)

第 67 条 次に掲げるすべての要件を満たす分会品評会または分会合同品評会は、この規則において支部品評会とみなす。

- (1) 会員数が 25 名以上であること。
- (2) 支部品評会と同等以上の審査員を配すること。
- (3) 支部品評会と同様の報告がなされていること。
- (4) 分会合同品評会にあっては、その品評会が組織的で、かつ永続性を有するものであること。

(細則の委任)

第 68 条 この規則に規定するもののほか、この規則の施行および運用に関して必要な事項は、理事会において定め、広告するものとする。

附 則

1. この規則（以下新規則という）は、昭和 61 年 11 月 23 日から施行する。

附 則

1. この附則の一部改正は昭和 63 年 1 月 23 日から実施する。

附 則

1. この規則は、平成 2 年 1 月 21 日改正し、即日施行する。

附 則

1. この規則は、平成 2 年 6 月 24 日改正し、即日施行する。

附 則

1. この規則は、平成 4 年 1 月 26 日改正し、即日施行する。

附 則

1. この規則は、平成 5 年 6 月 27 日改正し、即日施行する。

附 則

1. この規則は、平成 6 年 1 月 23 日改正し、即日施行する。

附 則

1. この規則は、平成 15 年 6 月 29 日改正し、即日施行する。

附 則

1. この規則は、平成 29 年 6 月 17 日改正し、即日施行する。

本部会員以外の者であって、地方公認審査員となる資格を与える基準

第 25 条第 2 号に規定する基準は、次の通りとする。

1. 次に掲げる各号の一に該当するもの。
 - (1) 本会の主催、共催又は後援する品評会の審査回数並びに本部が主催する審査研修会の研修回数の合計が 5 回以上あり、本部会員になる意志のある者
 - (2) 通常会員であって、支部の運営上特に資格付与を必要とする者

2. 支部長は推薦に当たり、次に掲げる書面を添付するものとする。
- (1) 前項第1号の場合にあつては、本部会員になる意志が認められる書面
 - (2) 前項第2号の場合にあつては、支部の運営上特に資格付与が必要な理由書